

平成 2 3 年度公共事業の評価に関する意見書

平成 2 4 年 1 月 3 1 日

京都市公共事業評価委員会

平成 24 年 1 月 31 日

京都市長 門川 大作 様

京都市公共事業評価委員会

委員長 小林 潔司

平成 23 年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 12 月 25 日に設置された。本委員会は、平成 10 年度から 22 年度までの間に 144 事業に対して審議を行い、意見を述べた。本年度は、平成 24 年 1 月 16 日までに、再評価の対象となった 6 事業と事後評価の対象となった 2 事業について、4 回の審議を行った。審議の結果、本委員会の意見を、下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として評価を進めるとともに、公共事業の推進に当たっては、関係者の合意形成並びに効率性及び実施過程の透明性の向上に一層努めるよう求めるものである。

記

1 本委員会における審議経過

今年度は、別紙 1 の補助事業 5 事業、単独事業 1 事業が再評価の対象となり、また、別紙 2 の単独事業 2 事業が事後評価の対象となった。

再評価対象事業のうち 3 事業については、平成 18 年度に再評価を行い、本委員会において「事業継続」は妥当であると判断した事業であるが、再評価実施後 5 年間を経過した今年度も、まだ継続中であることから再々評価を行った。

残る 3 事業については、事業採択後 10 年以上が経過しているが再評価が行われていなかった等により再評価を行った。

次に、事後評価対象事業については、再評価を実施した事業で平成 21 年度、平成 22 年度に完了した 2 事業について事後評価を行った。

また、「事業休止」となった事業を「事業再開」又は「事業中止」する場合の本委員会での取扱いが、制定されていなかったため、その取扱いについて検討を行った。

本委員会は、京都市から各事業の内容と対応方針（案）の説明を受け、その妥当性について詳細に審議を行い、その結果を取りまとめた。

なお、平成 19 年度から平成 21 年度までに再評価を行い、現在も継続中である別紙 3 の 37 事業について、平成 22 年度までの実績等の報告を受け、そのうち 16 事業について抽出を行い、事業進捗の確認を行った。

2 全体についての意見

再評価対象事業の 6 事業については、審議の結果、京都市の対応方針（案）に基づき、事業を継続することが妥当であると判断した。いずれの事業も、市民生活の向上や安全性の確保の上から、早期の完成が望まれる。

次に、事後評価の対象となった 2 事業については、事業効果が発現し、目的が達成されていることから、京都市の対応方針（案）が妥当であると判断した。

また、本委員会で審議され「事業休止」となった事業を「事業再開」又は「事業中止」する場合は、本委員会での再評価対象事業とし、京都市の対応方針（案）について、審議を行うこととする。

なお、再評価事業フォローアップ調書の進捗率については、より分かりやすい記載方法を工夫していただきたい。

3 個別事業に対する意見

<再評価>

（１）街路事業 西小路通

本事業は、京都市西部地域の道路交通の円滑化と地域住民の生活環境の向上を図るため、四条通、三条通、御池通、丸太町通の

東西主要幹線道路を南北に結ぶ補助幹線道路として、旧二条通から丸太町通までの間を整備するものである。

時間を要していた用地買収も完了に近づいており、事業は順調に進ちよくしている。現道は幅員が狭く歩道が無いため、歩行者が安全に通行できない状況であり、地域住民からも本事業の早期完成を望む声は大きい。以上から「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（２）街路事業　Ⅰ・Ⅲ・25 鴨川東岸線（第二工区）

本事業は、京都市南部地域の道路交通の円滑化と地域の活性化を図るとともに、京都高速道路「阪神高速８号京都線」と市内中心部のアクセスを強化するため、鴨川左岸の出町柳から十条通までを南北に結ぶ主要幹線道路として、岸ノ上橋から松風橋までの間を整備するものである。

用地買収に時間を要していたが、現在では約９９％の用地が確保されており、平成２１年度から本格的に着手した工事も順調に進ちよくしている。平成２３年３月には、京都高速道路「阪神高速８号京都線」が全線開通し、市内中心部へのアクセス道路として、本事業の早期完成が望まれている。以上から「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（３）道路事業　一般国道１６２号（栗尾バイパス）

本事業は、京都市右京区京北及び南丹市美山町と京都市街を結ぶ重要なアクセス道路をバイパス整備することで、幅員狭小及び線形不良等を解消し、安全で快適な道路交通を確保するものである。

平成２１年度からバイパス部の約半分を占めるトンネル工事に着手し、平成２６年度の完成に向け、事業は順調に進ちよくしている。山間地域のため線形が悪く、走行性が劣るうえ、冬季には交通事故が多発しており、地域住民からも本事業の早期完成を望む声は大きい。以上から「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

(4) 道路事業 城南宮道

本事業は、歩道の新設を伴う道路の拡幅整備を行うことにより、安全な歩行空間の確保と道路交通の円滑化を図るものである。

用地買収に時間を要していたが、現在では用地先行取得分を含めると、約99%の用地が確保されている状況である。本路線は、交通量が比較的多いにも関わらず、歩道が一部にしかなく、車道幅員が狭いため、地域住民からも本事業の早期完成を望む声は大きい。以上から「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

(5) 河川事業 七瀬川

本事業は、河道断面の拡大及び遊水地の整備を行い、治水安全度の向上を図るとともに、東高瀬川合流部から新門丈橋上流までの区間については、まちづくりの一環として二層式河川の整備を行い、下部は治水施設、上部はせせらぎ河川として、水と緑豊かな水辺空間を創出するものである。

二層式河川の区間については、平成20年度に整備が完成し、一定の事業効果が発現されているが、上中流部では宅地化の進行に伴って、雨水の流出量が増加しており、遊水地の整備を早期に行う必要があることから「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

(6) 住宅地区改良事業 三条鴨東地区

本事業は、不良住宅を除却し、改良住宅の建設を行うとともに、公共施設等の整備を行うことで、住環境の改善を図るものである。

用地買収の難航に加えて、地区状況等の変化を考慮した整備計画の大幅な見直しに時間を要していたが、平成22年度に改良住宅の建設が完了するなど事業は進ちよくしている。引き続き、残る不良住宅の除却を完了させるとともに、公共施設等の整備に取り組む必要があることから「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

＜事後評価＞

（１）街路事業 葛野西通

本事業は、京都市西部地域に位置する補助幹線道路であり、本事業区間を整備することにより、周辺地域の安全で円滑な道路交通を確保できるとともに、スポーツ振興の中心である西京極総合運動公園へのアクセスも向上し、市民の健康的な都市生活の向上に寄与するものである。

本事業の完成により、阪急西京極駅や西京極総合運動公園へのアクセスが向上するとともに、周辺道路の交通量が減少するなど、道路整備による効果が発現されていることから、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（２）街路事業 大原通

本事業は、歩道と十分な幅員を確保した車道を整備することにより、市内東北部と八瀬、大原地区を結ぶ幹線道路の安全で円滑な道路交通の確保を図るものである。

本事業の完成により、歩道と車道が分離したことで、歩行者や自転車の利用者にとって、安全で快適な道路空間が確保され、混雑時の平均旅行速度が向上するなど、道路整備による効果が発現されていることから、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

平成 2 3 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 ② 事業採択後 10 年間（環境衛生施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
 ④ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	補 単 ※	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	経過 年数	事業 進捗率 ※※	審議結果
街 路 事 業	1	補	西小路通	延長 L=360m 幅員 W=11m	H4	③	20	72	「事業継続」 は妥当である。
	2	補	I・Ⅲ・25 鴨川東岸線 (第二工区)	延長 L=715m 幅員 W=21.0~30.6m	H9	③	15	75	「事業継続」 は妥当である。
道 路 事 業	3	補	一般国道 162 号 (栗尾バイパス)	延長 L=4,300m 幅員 W=9.75m	H19	④	5	18	「事業継続」 は妥当である。
	4	単	城南宮道	延長 L=280m 幅員 W=12m	H10	④	14	47	「事業継続」 は妥当である。
河 川 事 業	5	補	七瀬川	延長 L=1,095m 幅員 W=10.80~15.70m	H4	③	20	91	「事業継続」 は妥当である。
改 良 事 業 住 宅 地 区	6	補	三条鴨東地区	面積 A=1.26ha	H11	④	13	73	「事業継続」 は妥当である。

※「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

※※ 事業進捗率は平成 22 年度末の予算執行額の全体事業費における割合を示す。

(別紙 2)

平成 2 3 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後 7 年以内）の事業

② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	補※ 単	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	完了 年度	審議結果
街 路 事 業	1	単	葛野西通	延長 L=177m 幅員 W=16m	H2	①	H22	「今後の事後評価、 改善措置とも不要」 は妥当である。
	2	単	大原通	延長 L=1,114m 幅員 W=12m	S59	①	H21	「今後の事後評価、 改善措置とも不要」 は妥当である。

※「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

平成 23 年度 フォローアップ対象事業一覧表

再 評 価 実 施 年 度	補助単独	種 別	番号	事 業 名	備 考
平成 21 年度	国庫補助事業	街 路 事 業	1	向日町上鳥羽線 （第一工区）	
	京都市単独事業		2	葛野西通	
			3	大原通	
	国庫補助事業	道 路 事 業	4	宝が池通	
			5	一般国道 1 6 2 号 （川東拡幅）	抽出※
			6	一般国道 4 7 7 号 （大布施拡幅）	
		河 川 事 業	7	（主）大山崎大枝線 （沓掛工区）	
			8	旧安祥寺川	抽出※
			9	新川	抽出※
	京都市単独事業	土地区画整理事業	1 0	洛北第二地区	
平成 20 年度	国庫補助事業	街 路 事 業	1	竹田街道	
	京都市単独事業		2	京阪本線淀駅付近 立体交差化事業	
	国庫補助事業	河 川 事 業	4	白川	
			5	西羽束師川支川改修工事	抽出※
	京都市単独事業	土地区画整理事業	6	二条駅地区	
	国庫補助事業		7	伏見西部第三地区	
			8	伏見西部第四地区	抽出※
	国庫補助事業	廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 事 業	9	焼却灰溶融施設整備事業	
			1 1	下水高度処理施設整備事業 鳥羽処理区	抽出※
		下 水 道 事 業	1 2	下水高度処理施設整備事業 吉祥院処理区	
			1 3	下水高度処理施設整備事業 伏見処理区	抽出※
			1 4	下水高度処理施設整備事業 山科処理区	抽出※
			1 5	浸水対策事業 新川排水区	抽出※
			1 6	浸水対策事業 西羽束師川第 2 排水区	
			1 7	合流式下水道改善対策事業 東山地域	
	京都市単独事業	1 8	合流式下水道改善対策事業 伏見大手筋地域	抽出※	

平成 20 年度	国庫補助事業	住宅地区改良事業	1 9	崇仁北部第三地区	
			2 0	崇仁北部第四地区	抽出※
平成 19 年度	国庫補助事業	街 路 事 業	1	伏見向日町線	
			2	中山石見線	抽出※
	京都市単独事業		3	御陵六地藏線 (第三工区)	抽出※
	国庫補助事業	河 川 事 業	5	西野山川	
			6	西高瀬川 (有栖川工区)	抽出※
			7	善峰川	
		都市公園事業	8	宝が池公園 (広域)	抽出※
		住宅市街地 総合整備事業	9	東九条地区	抽出※
		土地区画整理事業	1 0	洛北第三地区	

※抽出とはフォローアップ対象事業のうち、第 1 回京都市公共事業評価委員会で報告した事業を示す。

参 考 資 料

- 1 京都市公共事業評価委員会委員名簿
- 2 京都市公共事業評価委員会審議日程

1 京都市公共事業評価委員会委員名簿

(敬称略, 五十音順)

副委員長	荒川 朱美	京都造形芸術大学教授
	大山 理	大阪工業大学工学部准教授
	奥谷 かをる	京都商工会議所女性会理事
	川浦 昭彦	同志社大学大学院教授
委員長	小林 潔司	京都大学経営管理大学院長
	佐伯 久子	京都市地域女性連合会副会長
	徳久 恭子	立命館大学法学部准教授
	十倉 良一	京都新聞社論説委員長

2 京都市公共事業評価委員会審議日程

区 分	開 催 年 月 日	内 容
第 1 回	平成 23 年 7 月 15 日	・ 平成 23 年度フォローアップ対象事業の報告聴取
第 2 回	平成 23 年 7 月 25 日	・ 平成 23 年度再評価対象事業の 事業概要及び対応方針（案）の審議
第 3 回	平成 23 年 12 月 12 日	・ 平成 23 年度事後評価対象事業の 事業概要及び対応方針（案）の審議 ・ 休止事業を再開又は中止する場合の取扱いについて
第 4 回	平成 24 年 1 月 16 日	・ 平成 23 年度公共事業の評価に関する 意見書のとりまとめ